

参画と協働のまちづくりの 推進に関する意見書

平成23年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会意見書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会意見書

- 1．市民自治推進委員会委員になって
 - 2．市民自治推進委員会の活動を振り返って
 - 3．市民活動促進助成事業の審査を行って
 - 4．市民活動表彰の審査を行って
 - 5．鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
 - 6．自治基本条例の効果的な広報の実施について
 - 7．地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- おわりに

参考資料

- 1．鳥取市市民活動促進助成金交付事業について
平成21年度 市民活動促進助成事業実績
平成22年度 市民活動促進助成事業実績
- 2．鳥取市市民活動表彰制度について
平成21年度 鳥取市市民活動表彰者
平成22年度 鳥取市市民活動表彰者
- 3．本市のまちづくり協議会の設置状況について
- 4．参画と協働のまちづくりフォーラムについて
平成20年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
平成21年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
平成22年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績
- 5．市職員研修について
平成22年度「協働のまちづくり」職員研修
- 6．鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、会議日程

1 市民自治推進委員会の委員になって

- (1) 平成 20 年 10 月の鳥取市自治基本条例施行に伴い、新たに設置された「鳥取市市民自治推進委員会」の委員として、2 年 5 ヶ月間にわたり本市の参画と協働のまちづくりの推進のための様々な取り組みに関わることができたことは、今後の委員一人ひとりの言動に大きな影響を与える意義深い体験となりました。
- (2) 特に、鳥取市市民活動促進助成事業申請団体の選考審査及び市民活動表彰制度に基づく被表彰者の選考審査では、市民等が多様な市民活動を実践されている様子や熱意を肌で感じることができ、地域社会の中で自分に何ができるかを考え、実践していく上での心構えや決意を学んだ気がしました。
- (3) また、市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づく「鳥取市市民活動委員会」の委員としての体験を含め振り返ってみると、市民自治の普及及び浸透のパロメーターともいえる市民活動の質を含む活動分野の広がりを実感しています。中でも、平成 20 年度から地区公民館を拠点とした「協働のまちづくり」の実践活動を通じて、地域コミュニティにおける市民の自治意識は、スローテンポであっても着実に定着しつつあるように思います。
- (4) 今後も、地域社会の中で我々委員を含め、市民一人ひとりが自分自身の役割を再認識し、参画と協働のまちづくりの着実な前進に向け取り組んでいかなければならないと感じています。

2 市民自治推進委員会の活動を振り返って

- (1) 市民自治推進委員会は、平成 20 年 11 月に新たに設置された委員会として、これまで市民活動委員会が果たしてきた、市民活動の推進に関する事項について調査、審議する役割に加え、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行う重要な役割を担いました。
- (2) 自治基本条例に規定された委員会でもあり、財政運営、財政状況、情報公開・個人情報保護制度、行政手続制度、行政評価制度など、市政全般に関する事項を調査、審議することが想定されましたが、任期 2 年間では全ての事項の調査等は困難との判断から、「市民活動と協働のまちづくりの支援策」、「自治基本条例の効果的な広報の実施」及び「地域コミュニティにおけるまちづくりの取り組み」の三点に絞り、調査、審議する

こととしました。

また、「第9次総合計画」をはじめ「第5次行財政改革大綱」、「中山間地域対策強化方針」、「市民政策コメント制度」など、施策を実施するための基となる各種計画や方針等についても協議しました。協議を通じて、担当課の職員だけでなく、関連する部局の職員と直接意見交換することは、市の全庁的な取り組みを把握する上で大切なことであると実感しました。単なる書類上のやり取りに終わらず、人とひととの関わりを大切にすることが本委員会においても、実際のまちづくりにおいても必須の対応の仕方であると感じました。

- (3) 参画と協働のまちづくりフォーラム開催事業は、実行委員会の一員として任期中3回にわたり関わりました。当日の司会進行をはじめ、パネルディスカッションのコーディネーター、パネラーなど、委員はそれぞれの役割を分担しながら市と協働して実施しました。内容のうち、市民活動表彰・市民活動実践者の事例発表及びアトラクションについては、期待どおり来場者の評価も高く、今後も工夫を凝らしつつ継続されることを望みます。開催時期、開催場所、開催日時等については、アンケート結果も含めて様々な意見があり、その都度慎重に検討する必要があります。
- (4) 平成21年7月に実施した大阪府吹田市の視察研修については、市民自治推進委員会の開催状況、自治基本条例の認知度・まちづくり事業の具体的実践事例及び市民の意見が市政に反映される仕組みなどについて研修しました。時間的な制約もあり、十分な意見交換ができなかったことは残念でしたが、委員相互の交流も深まり貴重な研修となりました。本市の協働のまちづくりを進めるためには、他都市の状況を視察することも有効であると考えますので、引き続き実施されるよう希望しておきます。
- (5) 本委員会に課せられている「安心・安全なまちづくりに役立つ自治基本条例とするための方策についての提言」という新たな責務から振り返ってみると、各地域コミュニティが取り組んだ「協働のまちづくり」の実践者との現地交流による現状と課題の把握ができなかったことに悔いが残りますが、今後、厳しいスケジュールの中でも是非実現しなければならない課題であると考えます。

3 市民活動助成事業の審査を行って

- (1) 鳥取市市民活動促進助成事業は、市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づき平成16年度から創設され、審査については、鳥取市市民活動

委員会が行ってきましたが、鳥取市自治基本条例の制定を機にその審査は市民自治推進委員会に移管されました。審査に当たっては、限られた短い時間内での評価となりその難しさを感じました。また、申請者側でも、中には、プレゼンテーションに不慣れな方も見受けられ、それらも汲み取った審査が必要でした。しかし、申請者の立場に立てば、公正な評価が得られる審査であって欲しいと願うのは当然であり、審査委員としてその思いにも応えられるよう、全神経を集中して取り組んだと自負しています。

- (2) 市民活動団体がその運営を継続していくためには、ある程度の自主財源を確保して臨む事が必要と思われませんが、本助成が受けられなければ活動の実施が不可能ではないかと思われる申請案件もいくつか見受けられるなど、助成を必要としている活動団体はまだ多く、サポートの継続は必要と考えられます。

また、過去に本制度の利用団体に対して行ったアンケート結果では、「自主財源の確保が大変」「活動が低下する」など、本制度が廃止される場合は8割近くの活動団体がその活動に影響すると回答しています。このことは、本制度の必要性を再認識すると同時に、活動団体の自立の難しさについて大いに考えさせられる結果となりました。

いずれの活動団体も熱心に活動されている中で、本制度の目的が多様な分野にわたる市民活動を支援していくものであれば、助成金額は少なくてもより多くの活動団体に支援したほうが有効ではないかとも考えられます。

- (3) 前項で述べたことより、本制度の継続実施を強く希望したいと考えます。その上で、本制度が創設された以降の申請事業について、時系列的な詳細分析を行い、活動団体の育成や自立的な運営体制作りを視野に入れた助成内容の見直しが必要と考えます。

現在、鳥取県においては、「鳥取力」創造運動支援制度を平成21年度から創設され、新たな取り組みや試行的な取り組み及び発展型の取り組みで地域活性化に貢献する活動を支援する事業がスタートしています。また、本市においても、市街地関連事業、中山間地関連事業、経済・雇用対策関連事業など、まちづくり、人づくり活動を推進するための各種の支援事業が創設されています。これらの助成事業や本制度の情報を的確に広報して、市民活動団体がその活動目的に応じた助成事業が適切に選択できるよう、行政の支援体制の整備充実が切望されます。

4 市民活動表彰の審査を行って

- (1) 鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたもので、当委員会は、その対象者を選考審査し、表彰推薦者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査は、審査基準に基づき、先駆性、発展性、自主性などを勘案し、総合的に評価する仕組みとなっていますが、“小さな市民活動にも光を”との視点を大切に審査に当たるよう努めました。

- (2) 推薦された活動の中には、活動が 50 年以上も継続されているものや、市民同士の連携が強化され地域の活性化につながっている活動もあり、きらりと輝く活動が多かったように感じました。しかし、被推薦者について、市民活動者とするかどうかで悩ましい判断を迫られるケースもあって、公募に当たっては、市民活動者の定義を明確にしておくことも必要ではないかと感じました。

一方、評価基準に基づき採点選考する審査方法に違和感を覚えた委員もあったようです。推薦基準を明確にした上で、推薦されたものについては全て表彰しても良いのではないかという意見もありました。

また、表彰式についても、現在は「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で行われていますが、一時的なものに終わることのないよう、また、本制度の趣旨が市民に十分伝わり市民活動の実践につながるよう、広報等について更に工夫する必要があるのではないかと感じました。

- (3) 地道な活動を続けていても、全てが表面に出てくる活動ばかりではないので、市民がまちづくりに主体的に取り組む活動がより一層推進されるよう、関係機関・団体相互の連携強化による情報収集に努め、“小さな活動に光を”との視点を大切にされた本制度の運用が図られることを期待しています。

5 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援施策について

- (1) 市民活動促進助成事業については、市民自治を推進する上で基盤となる重要な事業であると認識しており、引き続き内容の充実を含めて継続実施する必要があると考えます。
- (2) 具体的な内容については、現在「鳥取市協働事業提案制度(仮称)」が公募市民で編成された協働事業提案制度検討委員会の審議を経て、目下、成

案の段階に入っていると聞いており、当委員会もその素案について報告を受け意見交換した経緯があるので、その成案を尊重したいと考えています。

- (3) 協働のまちづくりの仕組みについては、「自治基本条例」の制定に次いで、「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」が作成され、スタッフ条例である「市民活動の推進に関する条例」と併せて、まちづくりに係る全ての仕組みが完結したことになり、その意義は誠に大きなものがあります。
- (4) 協働のまちづくりについては、市内 61 の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が策定され、その計画に基づく実践活動が逐次展開されています。
- (5) 本市では、これらの活動を財政面から支援するための「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」が創設されるとともに、市職員による人的支援策として「コミュニティ支援チーム」が編成され、名実ともに協働のまちづくり支援体制が整備されました。
- (6) しかし、地域課題によっては、現在の支援額では対応できないケースも想定されるため、県・国など広い視野で、課題解決に最適な外部支援事業を紹介するなど、継続した情報提供の仕組みづくりも必要です。また、地域コミュニティに居住する市職員で編成されたコミュニティ支援チームの存在は、まちづくり活動にとって欠かせない存在となっています。コミュニティ支援チームには、各地域が抱える課題の集約、他地域の取り組み情報や各種の行政情報を敏速的確に提供するなど、まちづくり協議会と行政のパイプ役としての役割が求められています。そのためにも、市職員の協働意識を一層高揚する施策の継続が望まれます。
- (7) 地区公民館の機能を、標準的な生涯学習機能と標準的な地域コミュニティ機能に位置付け、職員体制を全市統一した標準的な配置体制（館長・主任・主事の 3 名）とし、その上に、まちづくり協議会の設立を考慮した、嘱託職員 1 名かパート職員 2 名配置又は 80 万円を限度とする財政的支援のいずれかが選択できる弾力的仕組みが導入されたことは、総体として協働のまちづくりの推進に寄与していると高く評価しています。しかし、職員意識から見た実態は、必ずしも十分とは言えず、公民館、地域及び行政の三者が連携して、本仕組みの原点を踏まえた職員啓発を継続的に推進する必要があると考えます。
- (8) 地域コミュニティを支えるリーダーの育成及び若者や女性のまちづくり活動への参加促進は、共通する重要な地域課題であり、鳥取市自治連合

会と鳥取市公民館連合会との連携に基づくきめ細かな取り組みを積み重ねることが大切と考えます。言うまでもなく、行政としてのバックアップも忘れてはならない課題であると思います。

6 自治基本条例等の効果的な広報の実施について

- (1) 本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されました。この条例では、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することをうたっています。
- (2) 言うまでもなく、本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。このことを踏まえて、市では市報やホームページ、ケーブルテレビ等放送メディアの活用、地域づくり懇談会、地区座談会などでの周知をはじめ、解説冊子、パンフレット、ポスターの作成・配布、懸垂幕の掲示など、多様な広報活動が推進されてきました。
- (3) しかし、平成21年、2,000人を対象に実施された市民アンケートでは、条例の制定、施行について市民の7割以上が知らないと回答し、広報を含めた各種の普及啓発施策のあり方が問われる結果となりました。一般的に、条例等の広報は、どうしても堅苦しくなりがちで、読みづらいことから敬遠される傾向が強いと思われませんが、これまでの取り組みに工夫を凝らし継続実施するとともに、現在取り組まれているまちづくり協議会や市民活動団体の実践活動を通じた体感の広がりなどが相まって花が開くものと考えます。
- (4) 大切な視点として、若い子育て世代を対象とした働きかけも重要ではないかと考えます。子育て世代向けの簡単なチラシを作成して、PTAの会合などの機会を捉えた条例の紹介や、地域が企画する親子行事への積極的参加の呼びかけを行うことも必要と考えます。
- (5) フォーラムについても、鳥取地域内に限定せず新市域においても開催して、全市にわたる自治意識の啓発・高揚に結びつけることや、新聞・テレビなどマス媒体の有効活用に一層力を入れることも必要と考えます。

- (6) なお、付言すれば、各まちづくり協議会が抱える「組織運営・事業推進等」に係る多様な組織課題を、当事者がフラクに意見交換できる場の設置について、皮切りとして行政主導で検討されてはみてはいかがかと考えます。

7 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて

- (1) 鳥取市では、平成 16 年の市町村合併による市域の拡大と、社会情勢の変化が相まって、少子高齢化や過疎化の進行に起因する、地域産業の振興、雇用の確保、環境問題さらには防災・防犯など、多様で切実な地域課題への早急な対応が強く求められています。一方、各地域コミュニティにおいては、自治会への加入率の低下や地域活動への参加者の減少傾向が続き、人と人とのつながりが弱まり、地域の連帯意識が希薄化するなど、地域コミュニティの活力が総体として低下しつつあります。
- (2) 鳥取市や地域コミュニティを取り巻くこのような情勢は、今日的には、まさに協働社会といわれるもので、協働によらなくては、これらの課題が解決できない社会情勢に移行してきていることを確りと認識しなければならぬと考えます。
- (3) 鳥取市は、市民自治推進委員会に対して、地域コミュニティを核としたまちづくり協議会の動向[設立状況、地域コミュニティ計画の策定状況、協働のまちづくりの実践事例など]が適宜報告されており、委員会としては、全体的な進捗や取り組みの概要等についてそれなりに認識しているところです。
- (4) 各まちづくり協議会の事業内容を概観すると、市の財政的支援施策の充実が奏効して、従来には見られなかった新たな分野の事業や活動が加わるなど、地域のコミュニティが活性化しつつあることを実感できるようになってきました。まちづくり協議会に対する市のきめ細かな支援施策については、一定の評価をしていますが、人材支援施策について、市民の立場から見ると、地域特性や地域の実情を把握している人材こそが推進力になると考えています。また、地区公民館が地域コミュニティの真の拠点として機能するためには、そこで働く職員が地域のニーズを的確に把握しながら具体的に施策に反映していく資質が求められており、一層協働感覚を身につけるための諸施策を継続実施されることを希望します。
- (5) まちづくりの取り組みについては、手探りの部分が多く、論議しても毎回同じような話題に終始し、なかなか進展しない実態もあります。

若い世代の地域離れ・公民館離れがあることも事実ですが、一部のグループだけの活動で終わらないよう、縦横の連携を大切にしながら活動の輪が広がるよう下支えすることが肝要であり、そのための、他地区の情報を十分に把握することと、やはり、活動の中心となるリーダーの育成に心がけることが大切と考えます。

- (6) 現在、各地域コミュニティにおいて展開されているまちづくりの事業が、これから5年、10年或いはそれ以上に充実発展しながら継続されることが重要です。そのためには、「住民自治の原点を踏まえ」「自分たちが考え実践した結果、地域の暮らしが益々豊かになった。」と、実感できる体験を積み重ねることが重要と思います。
- (7) 今後とも、幅広い年齢層への働きかけを継続して、できることからコツコツと取り組んでいくことが必要と考えます。

おわりに

- (1) 市民参画と市民活動の推進に関する条例に基づく「市民活動委員会」から、鳥取市自治基本条例に基づく「市民自治推進委員会」へと名称が変わるとともに、その責務についても、「多角的かつ広域的な視点に立った、実践行動を伴う委員会」へと脱皮することになりました。
- (2) 私たちは、この責務を確りと踏まえつつ、参画と協働のまちづくりを促進するための諸施策に重点を置き、調査・審議を進めてまいりました。調査や課題の審議に当たっては、市民の視点を大切にして精力的に取り組んできたと自負しています。
- (3) 当初の予定では、まちづくり協議会の運営に携わる地域のリーダーの皆さんと、直接意見交換することに期待を寄せていましたが、諸事情から実現できなかったことを残念に思っています。この点については、次期委員会の取り組みに期待したいと思います。
- (4) 次年度からは、第9次鳥取市総合計画がスタートします。その基本施策の一つに「人を大切にするまちづくり」が掲げられており、本委員会に対して市民から寄せられる役割への期待感は、益々大きなものになると推測されますので、次期委員各位のご健闘に期待したいと思います。
- (5) 終わりに当たり、この委員会活動を協働の視点からしっかりと支えていただいた関係職員の方々に深く敬意と感謝を申し上げます。